

戦略的情報通信研究開発推進制度評価委員会開催要綱

(目的)

第1条 本要綱は、戦略的情報通信研究開発推進制度に係る研究開発課題を評価するための体制を整備し、学識経験等を有する外部専門家及び外部有識者から構成する評価委員会を開催することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 戦略的情報通信研究開発推進制度のプログラムごとに、次表の左欄の評価委員会を開催することとし、各評価委員会は、それぞれ同表の右欄に掲げるプログラムに係る研究開発課題を評価する。

名 称	プログラム
ICTイノベーション創出型・促進型 評価委員会	ICTイノベーション創出型研究開発及びICT イノベーション促進型研究開発
若手ICT研究者育成型評価委員会	若手ICT研究者育成型研究開発
地域ICT振興型評価委員会	地域ICT振興型研究開発
国際競争力強化型評価委員会	国際競争力強化型研究開発

- 2 地域ICT振興型評価委員会は、総合通信局又は沖縄総合通信事務所（以下「総合通信局等」という。）ごとに開催することとする。
- 3 地域ICT振興型評価委員会は、地域ICT振興型研究開発に係る研究開発課題のうち、当該総合通信局等の管轄区域から提案された研究開発課題を評価する。
- 4 各評価委員会に、専門の事項を評価させるため、専門評価委員を置く。
- 5 地域ICT振興型評価委員会に、特別の事項を評価させる必要がある場合、臨時評価委員を置くことができる。

(評価委員及び専門評価委員の委嘱)

第3条 ICTイノベーション創出型・促進型評価委員会、若手ICT研究者育成型評価委員会及び国際競争力強化型評価委員会の評価委員は、学識経験等を有する外部専門家又は外部有識者のうちから、情報通信国際戦略局長が委嘱する。

- 2 地域ICT振興型評価委員会の評価委員は、学識経験等を有する外部専門家又は外部有識者のうちから、総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長（以下「総合通信局長等」という。）が委嘱する。
- 3 専門評価委員は、専門の事項に関する外部専門家のうちから、情報通信国際戦略局長が委嘱する。
- 4 臨時評価委員は、特別の事項に関する外部専門家又は外部有識者のうちから、総合通信局長等が委嘱する。

(評価委員の委嘱期間等)

第4条 評価委員の委嘱期間は、2年以内とする。ただし、補欠の評価委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

- 2 専門評価委員の委嘱期間は、委嘱を承諾した日から当該年度の末日までとする。
- 3 臨時評価委員の委嘱期間は、委嘱を承諾した日から当該年度の末日までとする。
- 4 評価委員、専門評価委員及び臨時評価委員は、再任することができる。

(評価委員長)

第5条 各評価委員会に評価委員長を置き、当該評価委員会に属する評価委員の互選により選任する。

- 2 評価委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。
- 3 評価委員長に事故があるときは、あらかじめ評価委員長が指名する評価委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 各評価委員会は、評価委員及び当該議事に関係のある臨時評価委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 各評価委員会は、必要に応じて、書面又は電子メールにより開催することができる。
- 3 各評価委員会の議事は、評価委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、評価委員長の決するところによる。

(議事の公開)

第7条 各評価委員会の会議は非公開とする。また、各評価委員会の会議で使用した資料についても非公開とする。

(実施する評価の種類)

第8条 各評価委員会では、総務省情報通信研究評価実施指針に基づき、採択評価、継続評価、中間評価、終了評価及び追跡評価を実施する。

(評価委員等が遵守すべき事項)

第9条 評価委員及び臨時評価委員は、委嘱期間中、所属する評価委員会が評価するプログラムに対し提案することはできない。

- 2 評価委員、専門評価委員及び臨時評価委員は、いかなる研究開発課題に対しても厳正かつ公平に評価しなければならない。
- 3 評価委員、専門評価委員及び臨時評価委員は、当該委員と別表に掲げる利害関係にある者が研究代表者又は研究分担者である研究開発課題については、評価を行うことができない。
- 4 評価委員、専門評価委員及び臨時評価委員は、当該委員と別表に掲げる利害関係にある者が研究代表者又は研究分担者である研究開発課題の評価者として割り当てられた場合、当該課題の評価を辞退しなければならない。

- 5 評価委員、専門評価委員及び臨時評価委員は、当該委員と別表に掲げる利害関係にある者に該当する疑いがある者が研究代表者又は研究分担者である研究開発課題の評価者として割り当てられた場合、その旨を速やかに情報通信国際戦略局長又は総合通信局長等に報告しなければならない。
- 6 評価委員、専門評価委員及び臨時評価委員は、評価により知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間終了後も同様とする。
- 7 評価委員、専門評価委員及び臨時評価委員は、評価の過程で知り得た他人の着想等及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことを行ってはならない。委嘱期間終了後も同様とする。
- 8 評価委員、専門評価委員及び臨時評価委員は、他の評価委員、専門評価委員又は臨時評価委員並びに研究開発課題の研究代表者又は研究分担者に対し、評価に係る直接的又は間接的な働きかけを一切してはならない。

(解任)

- 第10条** 情報通信国際戦略局長は、評価委員又は専門評価委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき並びに評価委員又は専門評価委員に職務上の義務違反その他評価委員又は専門評価委員たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。
- 2 前項の規定に加え、非行の内容が著しく悪質と認められる場合は、情報通信国際戦略局長はその経緯等に関する情報を公開することができる。
 - 3 前2項の規定は総合通信局長等自らが委嘱した評価委員又は臨時評価委員に対する解任の規定に準用する。

(辞任)

- 第11条** 評価委員、専門評価委員又は臨時評価委員から委嘱期間中に辞任したい旨の申し出を受けた場合は、適宜の書面により当該委員を委嘱した情報通信国際戦略局長、総合通信局長等あて辞任願を提出させることで辞任を承認することとする。

(評価に係る情報の公表等)

- 第12条** 評価委員及び臨時評価委員の氏名、所属機関名及び役職名は、評価実施後、適切な時期に公表する。なお、評価の公正性を担保するため、個々の課題に対する評価者が特定される情報については公表しない。
- 2 採択評価においては、原則として、採択となった提案に係る審議経過（議事概要）及び評価結果を公表し、不採択となった提案に係る審議経過（議事概要）及び評価結果については非公表とする。
 - 3 継続評価、中間評価、終了評価及び追跡評価においては、審議経過（議事概要）及び評価結果を公表する。

(庶務)

- 第13条** 評価委員会の庶務は、情報通信国際戦略局技術政策課において総括し、及び処理する。

ただし、地域 I C T 振興型評価委員会に係るものについては総合通信局等において処理する。

(雑則)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 2 年 2 月 2 日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 「戦略的情報通信研究開発推進制度評価委員会開催要綱」(総情技第 124 号(19. 11. 7)。次項において「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、旧要綱の規定により評価委員又は専門評価委員である者は、引き続き、相当する評価委員会の評価委員又は専門評価委員とみなす。

別表（第9条関係）

利害関係にある者とは次の者をいう。

- 一 評価委員等と同じ研究機関の部署に所属する者
- 二 評価委員等が指導する又は指導を受ける関係にある者
- 三 評価委員等が指導する又は指導を受ける関係にあった者
- 四 評価委員等と過去5年以内に著作物の共著者である者
- 五 評価委員等と極めて近い研究開発を行っており、評価委員等と考え方等が対立する関係にある者
- 六 評価委員等との間に技術支援又は技術供与の関係にある者
- 七 評価委員等と債権債務関係にある者
- 八 評価委員等と四親等内の血族にある者
- 九 評価委員等の配偶者とその四親等内の姻族にある者
- 十 前号各号の他評価委員等が自ら密接な利害関係にあると判断する者